

令和 8 年度 いきいき職場づくり支援補助金



補助金は2種類あります

①

人づくり
支援補助金

- 人材育成計画に基づき、自社で研修を開催する場合および社員を外部の研修に参加させる場合
- 外部人材の派遣・指導を受け、OJT型の人材育成を行う場合

こんなことに活用できます

- 社員の階層別(新入社員、管理職等)研修
- 専門スキル習得のための外部研修参加

- 技術力向上、技能継承のための研修
- 専門家のOJTによる社員育成

②

就労環境改善
支援補助金

- コミュニケーションの活性化やモチベーション向上、労働能率の向上や業務負担の軽減等^(※1)に資する取組を行う場合

こんなことに活用できます

- 従業員満足度調査を実施
- テレワーク導入のための制度・環境を整備
- 勤怠管理システムやグループウェアの導入、ペーパーレス化などの業務効率化

- 労働能率向上や5S推進をコンサルタントに依頼
- 社内ルールや福利厚生をまとめた冊子等を作成
- 作業動線の効率化などの環境整備

※1 業務負担の軽減に資する取組は、次のいずれかに該当する従業員を対象に実施する場合のみ、補助対象とする。

- 66歳以上の者。ただし常時雇用している場合に限る
- 法定雇用率の算定に算入されている障がい者。ただし、常時雇用している場合に限る
- 治療^(※)を要する者。ただし、常時雇用している場合に限る

※「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(厚労省発行)対象者
がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病

具体的な取り組み内容

①業務効率化
業務フローの構築・見直し、デジタル化、機器導入費等

②労働条件・処遇改善
賃金・労働時間・休暇・福利厚生等改善、人事評価制度の策定・見直し等

③柔軟な働き方の実現
テレワーク導入費用、柔軟な勤務制度の構築・労務管理に要する経費等

④多様な人材の活躍
高齢者・外国人・障がい者・介護が必要な者等に対応した就労環境整備等

⑤健康経営
労働災害防止、喫煙対策、暑熱対策等

⑥その他職場定着にかかる取組
従業員のエンゲージメントの向上調査等

令和8年度 いきいき職場づくり支援補助金 **概要**

		①人づくり支援補助金	②就労環境改善支援補助金
補助要件		<ul style="list-style-type: none"> ●「しまねいきいき職場宣言」宣言企業 ●過去3年度間または当該年度に新規採用実績があること、もしくは1年以内に新規採用の見込みがあること等 	
補助上限額		80万円	
補助率	ソフト	1/2	1/2
	ハード	—	1/3
補助対象経費		<ul style="list-style-type: none"> ●ソフト事業のみ 講師の謝金・旅費 <small>※OJT型の人材育成を行う場合の外部人材の派遣料を含む</small> 会場借上料、教材費、研修参加費 	<ul style="list-style-type: none"> ●ソフト事業 謝金・委託料、印刷製本費 ●ハード事業 設備・機器等導入費
補助対象外経費		<ul style="list-style-type: none"> ●働き方改革と直接関連のない経費 ●パソコン・タブレット ●10万円未満の消耗品 	
受付期間		令和8年4月1日から令和9年1月29日まで	
対象期間		交付決定日から令和9年2月末日まで	

補助金申請にあたっては、「しまねいきいき職場宣言」が要件となります

「しまねいきいき職場宣言」とは

しまね働き方改革宣言^(※)に沿って、各社それぞれの立場から、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりに向けた取組の宣言を行い、県に申請・登録する制度です。
宣言企業には県が宣言書を交付するほか、県ホームページに掲載して周知します。



しまね働き方改革宣言^(※)

※「しまね働き方改革宣言」は、島根県、島根労働局、経済団体等からなる「しまね働き方改革推進会議」で採択されました。
(平成29年11月制定、令和7年7月改定)

宣言① ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅!

～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～

宣言② 「仕事と生活の調和」を企業の魅力に!

～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～

宣言③ みんな元気に生涯現役!

～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～

宣言④ 誰もがいきいき活躍できる職場に!

～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～

宣言⑤ 職場に実情を語り合う場をつくろう!

～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会をつくりましょう～

宣言⑥ 「若者が働きがいのある職場づくり」を!

～働く人の意欲が向上したり、自己成長を感じられるような魅力ある職場をつくりましょう～

お問い合わせ先

○いきいき職場づくり支援補助金の申請・問い合わせ

〒690-0886 松江市母衣町55番地4

一般社団法人 島根県経営者協会

☎0852-61-8355

✉ikiikishokubadukuri@shimanekeikyo.com

○しまねいきいき職場宣言の申請・事業全般に関すること

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部雇用政策課

☎0852-22-6562

✉koyo-ikiiki@pref.shimane.lg.jp

お気軽にご相談ください



業種：宿泊業

研修の目的 . . . ⑥その他職場定着にかかる取組

- ・管理職のマネジメント能力向上による、社内コミュニケーションの改善及び離職率の低下。

取組の概要

- ・管理職向けに「リーダー育成」「部下指導」の研修を短期間で集中的に実施。

実施の効果

- ・管理職の意識向上。
- ・一人ひとりの得意分野の把握ができ、適正に応じた配置換えを実施。



業種：通信販売・ネット販売業

申請時の現状・課題 . . . ①業務効率化、③柔軟な働き方の実現

- ・ 請求書の作成、帳簿の保管、インボイス対応などスタッフの手を煩わせている作業の効率化を図りたい

取組の概要

- ・ 請求書の作成や電子発行・受取、販売管理システムとの連携、電子帳簿保存法の要件に準拠した帳簿保管などが行えるシステムの導入



実施の効果

- ・ 業務時間の短縮（システム利用することにより、短時間で同じ作業が完了）
- ・ 属人化業務の脱却（簡単な操作で誰でも作業できるため、業務分散と負担軽減につながり、効率的な業務遂行が可能となった）
- ・ テレワークの促進（働く時間や場所を選択できる多様な働き方が可能になり、社員のワークライフバランスも改善）